

令和2年第3回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和2年3月11日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
	委 員 齋 藤 邦 彦	委 員 阿 良 田 由 紀	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	10号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
2	24号	東京都北区教育委員会事務局専決規則第二条第二項の規定に基づき処理した新型コロナウイルス感染症対策のための東京都北区立学校における臨時休業の報告について	了承
3	25号	新型コロナウイルス感染防止に関する対応について	了承
4	26号	令和2年度北区青少年健全育成活動基本方針について	了承
5	27号	特別支援教育評価委員会における検討結果について(報告)	了承
6	28号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和2年第3回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和2年3月11日(水) 13:30

清正教育長

それでは出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和2年第3回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第10号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育政策課長

それでは、第10号議案でございますが、現在開会中の令和2年第1回北区議会定例会に上程する見込みとなりました幼稚園教育職員の勤務時間休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、区長から意見聴取が来ておりますので、改正の内容についてご説明をさせていただきます。

お手元のA4、1枚の第10号議案、参考資料、幼稚園教育職員の勤務時間休日休暇等に関する条例の一部改正について、こちらをごらんください。1の要旨でございます。令和2年4月1日に施行される公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、幼稚園教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより教育の水準の維持向上に資することを目的として条例改正を行うものであります。

なお、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間であり、時間外在校等時間の上限など具体的な基準等については教育委員会規則で定めるため、条例には教育委員会規則に委任する旨の規定を新たに設けることといたします。

次に、2の教育委員会規則の改正内容(予定)でございます。文部科学省が示した指針を参考に、特別区人事委員会の承認を得て定めるものであります。資料の下段に参考といたしまして、文部科学省指針に示された時間外在校等時間の上限時間をお示しております。

次に、3の施行期日でございます。令和2年4月1日といたします。補足といたしまして、区立小中学校に勤務する教育職員につきましては、都条例及び東京都教育委員会規則の改正が予定されており、都条例及び都教委規則の改正後北区立学校の管理運営に関する規則に時間外在校等時間の上限時間等を加える改正を予定しております。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見聴取の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は異議なしとすることに決定させていただきます。
次に、報告事項に移ります。日程第2、報告第24号「東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の規定に基づき処理した新型コロナウイルス感染症対策のための東京都北区立学校における臨時休業の報告について」事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第24号でございます。お示しの教育委員会事務局専決規則に伴う臨時休業の決定、その専決処分をいたしました旨の報告でございます。

裏面の2ページをご覧ください。説明欄でございますけれども、政府あるいは東京都からの要請を踏まえまして、新型コロナウイルス感染防止のために全小中学校を臨時休業とするというものでございます。

1ページをご覧ください。今回の臨時休業の根拠法令でございますけれども、3行目にお示しをしております。学校保健安全法第20条、こちらは何かと申しますと、学校の設置者は感染症の予防上必要があるとき、臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができるという規定がございます。

これに基づきまして、記書に記載のとおり、区立の全小中学校対象に2で定める期間でございますけれども、3月春季休業の始まる前日、25日までを休業とするというものでございます。ただし書きのところ、卒業式あるいは修了式に係る学年を除くというものでございます。

休業の決定に至ります経緯、時系列で説明をさせていただきたいと存じます。資料はございませんので、口頭で申し上げます。2月27日の木曜日でございますけれども、開催をされました政府の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、全国小中学校、それから高校、こちらにつきまして、3月2日月曜日から春休みまで一斉休校の要請をするということを決めてございます。私ども夕方以降でございますけど、その要請につきまして、まず報道で承知をしたということでございます。情報は報道のみという段階でございましたけれども、その翌日の28日の金曜日でございますけれども、学校及び保護者に相当の戸惑い、ご不安を抱えるといったようなことが想定されたということでございまして、そういった戸惑い、ご不安はできる限り抑えたいというようなことで、28日の金曜日の朝7時半少し前でございますけれども、全小中学校宛てにメー

ル、それから学校配信メールに登録をしていただいています保護者、それから教職員、合計約1万6,000人いらっしゃいますけれども、これをもちまして学校配信メールで周知をいたしました。

その内容でございますけれども、報道を受けまして北区教育委員会では27日の夜から来週以降の対応について学校長との協議に入っていると、現時点で国や都から通知が示されていないということから、北区教育委員会として対応方針の決定はできておりません。ご心配、ご不安のことも多いと存じますけれども、遅くとも28日金曜日夕方5時までには対応方針を決めまして、お知らせするのでしばらくお待ちくださいという旨をお知らせしたところでございます。

この日の5時までといたしましたのは、翌日は土曜日でございます、休校の学校も少なくないということ、それから3月2日からの月曜日でございますけれども、学校に連絡するリミット、これは午後5時までだと考えて対応する必要があったということでございます。

28日金曜日、学校配信メールを送りつつ、早朝から事務局内の協議を進めたわけでございますけれども、この日が午前10時から区議会定例会会期中の文教子ども委員会の日でございます。理事者につきましては、当初午前10時開会で午後3時あるいは4時までかかるという見込みでございましたけれども、議会の皆様にご理解、ご協力いただきまして、この日の審議は正午で打ち切っていただき、残りは別の日という対応としていただきまして、午後から協議、調整の時間を頂戴したところでございます。午後に入りまして、他区の状況も勘案しながら3月2日月曜日から休業するという方針を定めつつ、この時点の最も大きな課題と言うべき休業中、家庭に入ることが難しい児童の対応をどうするかなどを中心に協議、調整を進めてまいりました。

そうした中で、学童の時間の前倒し、あるいは児童館職員による支援体制、これらの体制を構築するにはかなりの時間を要するということが一点、あと一方で、これはお子様をお預かりするということで、これは日中、子どもとこれまでも向き合っていた教員にお預かりいただくのが最適だろうというようなことで、これの打診を学校に行った結果、ご理解を得ることでご了承いただいたということでございます。

学校終了後の学童での対応につきましても、方針が定まったということでございまして、その後は保護者等に周知する文面の調整、これを行いまして、午後5時半前に全校宛てにメールあるいは区のホームページトップ画面の一番目立つところでございますけれども、重要なお知らせで周知をさせていただいた、あるいは学校配信メールで登録している保護者と教職員約1万6,000人に学校配信メールで配信をしたところでございます。3月28日金曜日の夕方の周知まで、こうした状況でさまざまな調整を図ってきたところでございまして、今回の休業方針の決定につきましては、本来、教育委員会に付議し、議決をいただくべき重要な案件かと存じておりますけれども、ただいま説明した状況によりまして、企業の方針決定までに委員会を開く暇がなかったということから、教育委員会事務局専決規則第1条第2項による教育長の専決処分とさせていただいたところでございます。何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、ただいま、説明した後の対応につきましては、次の報告第25号で説明をさせていただきます。以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第3、報告第25号「新型コロナウイルス感染防止に関する対応について」事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第25号の新型コロナウイルス感染防止に関する対応でございます。こちらにつきましては、教育振興部の対応につきましては、私、教育政策課長から、子ども未来部の対応につきましては、後ほど、子ども未来課長から説明をさせていただきます。

まず、教育振興部を中心とした内容でございますけれども、一枚おめくりください。四角で教育振興部とございますけれども、こちらの臨時休業、1でございます。

こちらの(1)対象と期間につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

(3)臨時休業に係る対応の預かりでございます。基本的には家で過ごしていただくようお願いしてございますけれども、保護者のやむを得ない都合により、自宅で過ごすことが困難な児童につきましては、小学校において教員がお示しの時間お預かりするというものでございます。この預かりの学校における預かりの方法でございますけれども、あくまでも教員を主体としてお預かりするというところでございますけれども、教員のほかに補助員を配置してございます。補助員の人数でございますけれども、各校の学童クラブの室数プラス1でございますので、学童が2室の学校につきましては、補助員が3人ということになります。補助員につきましては1日7時間のうち必要な範囲というふうにさせていただいたところでございます。なお、学校における預かりの人数につきましては、おおよそ1割強といったような人数となっております。

その下でございますけれども、この昼食の持参でございますけど、こちらにつきましては通常の夏休み、それから春休み等と同様に持参をいただくということとさせていただきます。

それから、課題に取り組みせるとございますけれども、基本的に自主学習という意味合いでございます。学童クラブにつきましては、学校の通常の授業日と同様、それから小4から6年までの学童特例利用あるいは待機特例利用、その他特段の事情により、預かりが必要な児童を含めまして、恐れ入ります、こちらにつきましては午後1時15分から放課後子ども教室で対応するといったようなところでございます。いずれにいたし

ましても、午後1時15分から受け入れるというようなところで、12日からを変更するといった扱いとさせていただいております。

それから、イの小・中学校特別支援学級、こちらにつきましては、同様に自宅で過ごすことが困難なお子様についても学校において預かりをするというような周知をさせていただきます。

②の教育活動でございますけれども、3月2日以降予定の定期考査は実施しない、それからイの学年末評定、原則として、1学期、2学期、これら平素の学習状況等を総合的に評価して決定。

ウが卒業式、修了式でございます。こちら予定された日程で実施するというところでございます。参加者につきましては、お示しのとおりでございますけれども、保護者、来賓、区派遣者は参加せずに、教職員、卒業生及び式に関係する在校生のみということでございます。それから、幼稚園・こども園につきましては、幼児の発達段階を考慮し、保護者の参加をカットするというものでございます。卒業式の対応は後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

エが修了式及び園の終業式でございます。放送機器等の活用により、予定どおり実施をするというものでございます。

オの部活動、こちらは実施をしない。

それから、カからケまででございます。自宅学習等につきましては、お示しのとおりでございます。

それから、③の給食費でございます。こちらにつきましては3月分を返金いたします。感染拡大防止を理由に、さくらだこども園、こちらを欠席した園児の給食費につきましては、給食の提供を受けた日数分のみ実費で徴収をさせていただくことといたしました。

それから、3の所管する各施設の扱いでございますけれども、(1)から(5)までお示しのとおりでございますけれども、なお(2)の図書館、お示しの期間、利用制限を行うというものでございます。制限の中身でございますけれども、予約資料の貸出、返却のみを実施するというようなこととさせていただきました。この一定の利用制限、これをするに当たりまして、家で過ごす子ども達が事前に本を閲覧室で選び、借りられるようにという趣旨から、5日木曜日まで通常どおりの開館というような形で、数日選り借りられるというようなこととさせていただいたところでございます。この図書館の対応の周知につきましては、先日29日土曜日に、区のホームページに掲載いたしまして、3月2日の月曜日に学校配信メールで登録している保護者、それから、教職員合計約1万6,000名に配信をさせていただいたところでございます。

それでは、卒業式の対応につきまして、少しお時間をいただきまして説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますけれども、3枚目、Q&Aというのがございます。

4、参考資料②左肩で(Q&A)とございます。こちらをまず説明をさせていただきます。

保護者の出席、卒業式でございますけれども、見合わせていただくこと、さまざまな意見があるということでございました。先週の校園長会、それからその後の役員会でも

説明をさせていただいたところでございますけれども、本体の校園長会でご説明し、ご理解をいただいたと捉えているところでございます。

それから、一昨日でございます、9日の月曜日の夜間、PTAの各地区代表の会長様のほかに地区4名の方、合計5名の方にお集まりいただきまして、区の考え方をご説明させていただきました。結果的には保護者の出席を見合わせることにご賛同いただいたところでございます。

具体の主な実施方法につきましては、校園長会代表の皆様、あるいはPTA代表の皆様と話し合いの末に一定程度決められたということでございますけれども、その点につきまして、これを周知徹底する必要があるということで、こちらに今お配りのこの参考資料Q&A、それから、その上にお示した数値、こちらを昨日の夜、全小中学校宛てにこのQ&Aにも含めて発出をしております。そのQ&Aから説明をさせていただきたいと存じますけれども、設問を四つ掲げてございます。

最初の質問でございますけれども、卒業式の参加者でございます。こちらにつきましては、お示しのとおり3行目あたり、保護者及び来賓は参加せず、教職員、卒業生及び式関係する在校生とするとして、その2行下、これは都の教育委員会の方針に沿って実施することとしというふうなことで記載をさせていただいております。教育委員会の考え方は、①②、その下で整理をしておりますけれども、①のところでは都教委と同じ対応方針を実施することが適当であるというような考え方、それから②でございますけれども、卒業式の式典、これを体育館の屋内で行うということでございますので、参加者、これは感染防止のためにできる限り制限する必要があるということでございます。

在校生をどうするか、黒ポチのところでございますけれども、ふだんから学校におり、卒業生や教職員と接しているということ、それから、その下、次年度に最高学年になると、責任感や意欲を醸成すると、教育上の観点からも意義が大きいというようなところから、在校生については卒業式に関する在校生を出席可とするという扱いといたしました。

その下、保護者でございますけれども、保護者はお仕事、通勤等で不特定多数の方と接する機会が多いという中で、体育館という閉鎖空間で参加するということについては、感染リスクが非常に高いというようなところから、保護者については参加を見合わせていただくというような方針とさせていただいたところでございます。

その下にQ&Aが幾つかまたございますけれども、保護者は一切立ち入ることができないかというものでございますけれども、私どもが決めましたのは、あくまでも卒業の式典と、体育館という閉鎖空間、屋内の立ち入りというところでございますので、式典終了後、卒業生体育館から外に出てそこにお示しのように記念撮影などを行うことを妨げるものではない。あるいは、その下、ライブ配信して保護者が見ることはできないか、これ一部の会長さんからもご意見、ご要望いただいたところでございますけれども、これはライブ配信、仮に教室で見るということになりますと、体育館も教室も同じという考え方から、教室への入室、これは避けていただきたいというようなところで保護者が教室でライブ配信された映像等を見ることは望ましいことではない、あるいはネット環境を使ってこれをやってみようかというようなお話もいただいたところでございますけれども、肖像権という考え方もございますので、これは保護者の同意を皆さ

んから同意をいただければ差し支えないかなというところもありますけれども、一方ではそういった映像の流出というようなりスクもあるというところから、校舎長会の役員会でも慎重なご意見をいただいているところがございます、そういったことからライブ配信は望ましくないという考え方を打ち出しております。

それから、DVDなど、いわゆる動画、これを撮影、それから編集あるいは頒布というようなところがございますけれども、こちらについてできないのかというところがございます。昨日、全校に調査をさせていただいております。どういう対応するのか、DVDを業者に委託するところもある、自前で撮影して、自前で編集をしてお配りするところもある、あるいはDVD等一切動画は撮らない、静止画、写真だけをお配りするというような学校もあると、学校によってさまざまございますので、これを教育委員会として統一するという事はなかなかできかねるというところもあります。そうした中で校舎長会の役員、それからPTAの代表の方とお話をした結果、卒業生の思い出に残るようなもの、これの支援に伴う経費の助成といたしまして、一定の金額、これを各校にお渡しするということで、どちらもご了解をいただいたところがございます。こちらに最後にお示しのとおり、1校当たり10万円をお渡ししたいというふうにさせていただいたところがございます。

それでは、その上の資料でございますけれども、北区立小中学校長宛の部長名で出した通知でございます。3月10日付、こちらを説明させていただきます。卒業式の具体の実施方法を周知徹底するというような意味合いで、こちらにお示しをして学校長宛に送ったものがございますけれども、1が卒業式、先ほど申し上げた一昨日のPTAの代表の皆様との話し合いの内容をこちらに記載をさせていただいております。

中身をなぞりますと、1でPTAにご了解いただいた事項、卒業式に保護者が出席できないライブ配信、保護者が教室で見ることは望ましくない。

②PTA、都内で確認した事項、卒業式の集合終了後に子どもと写真撮影を行うことは可能、思い出に残るものをつくって保護者に配布する経費を支援。

③PTAから出された意見、参加者の座席を一定程度距離離して感染予防に努力をしてほしい。それから式典の会場でございます。こちらはPTAの代表の方からご意見ございましたけれども、体育館の扉を開けて中で様子が見られるようにしてほしいというような意見ございました。気温とかあるいは紅白幕ですとか学校によってさまざま、その日によってもさまざまな状況が異なるということで、一律に決めることができないというようなお話をさせていただいたところがございます。

(2)が学校長へのお願いというところで記載をしております。

何点がございますけど、①でございます。これは式典終了後の校庭での写真撮影が可能であることの周知をお願いしたいというようなことでございます。ホームページ等で広く周知することにつきましては、誤解を招く恐れがあるということでございまして、学校を通じての周知とさせていただいたところがございます。

②が卒業式式典の換気の関係でございますけれども、こちらは配慮してほしい、それから座席を離してほしい。

③が先ほど申し上げました、思い出に残るものということでDVDあるいはワイドな写真というのを作成して配布をしてくださいと、経費を一校当たり10万円助成します

という内容でございます。

裏面をおめくりいただきまして、学童クラブの預かりの時間、これは後ほど未来課長より説明をさせていただきます。

入学式でございますけれども、こちらにつきましては、現時点で国や東京都から通知がございません。何ら情報提供もないということでございますので、今、結論を出すことができないというようなところから、予定どおり実施することを前提に準備をしてくださいという旨の通知を、昨晚発出をさせていただいたところでございます。

私からの説明は以上とさせていただきます。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

引き続き、私のほうから子ども未来部に関するところを説明します。

先ほどの資料の次の3ページをまずごらんください。子ども未来部に関するところでございます。

まず(1)でございます。臨時休館、お示しのとおり児童館こどもセンター、子ども家庭支援センター(育ち愛ほっと館)こちらにつきましては、3月末日まで休館をさせていただきます。

(2)乳幼児、児童の受け入れについてでございます。保育園、学童クラブ等におきましては、可能な方につきましてはご家庭で過ごしていただくことにつきまして、ご理解、ご協力をお願いをまずしているところでございます。

①から順次説明をさせていただきます。①学童クラブ、そして②の学童クラブの特例利用、待機児童、あるいは(4-6特例)そして注釈の米印にありますように、やむを得ない都合により自宅で過ごすことが困難な児童を含むこういった方々につきましては、学校が臨時休業になりました3月2日月曜日から、学校で各学年の通常の下校時間や午後2時から2時半ごろまでお預かりをいただいた後、学童クラブなどで学童保育などを行っておるところでございます。なお、お示しのとおり、明日3月12日より学校の預かり日におきましては、時間を午後1時15分まで学校で預かり、その後学童クラブ等で保育を行うというところでございます。

こちらにつきましては、先ほど教育政策課長が説明しました、参考資料①の裏面、2番のところを合わせてごらんをいただければと思います。参考資料①の裏面、2のところです。こちらに預かり時間の変更等ということで、今の部分、枠囲いで書かせていただいているところでございます。

なお、あわせまして、多くの子どもに限られた数の学童クラブ室で活動することは感染リスクが高まるというところがありますので、こちらのほうにも記載をさせていただいておりますけれども、一つの部屋に20名程度を目安として活動するような形で運営をさせていただきます。また、そのため校長にはご理解をいただきまして、学童クラブ室に近い教室などを学童クラブ等の運営のために活用させていただくとさせていただきます。

おります。

また、感染予防対策を十分に行った上で、やはり学童クラブ等の子ども達が体を動かすことなどが校庭、体育館で適切な時間できるような形で実施をさせていただきたいと思っております。

資料にはございませんけれども、ご参考までにこの間の学童クラブ等、特例利用等を含めた利用人数ですけれども、初日の3月2日、月曜日は特例利用等も含めて1, 279名、直近ですと、3月9日月曜日が私の手元にある直近の数字なのですけれども、1, 075人という状況となっているところでございます。

お戻りいただきまして、資料の3ページのほうの③でございます。放課後子ども教室、いわゆる一般登録につきましては、3月末まで休止とさせていただいております。

また、4の病児病後児保育につきましても、現在は受け入れを中止させていただいているところでございます。なお、こちらも記載はございませんけれども、保育園におきましての状況でございます、通常どおり運営をさせていただいております。利用状況の全体的な状況は通常よりもお預けされる方が若干少ないという程度の利用状況と現在なっているところでございます。

(3) 事業・イベントについてでございます。こちらにつきましては、先日の授業等の中止状況でも少しお示しをさせていただいておりますけれども、未来部の事業につきましては原則中止または延期とさせていただいております。ただし、①②③のような業務、いわゆる相談業務等、緊急を要するような案件、あるいはファミリーサポートセンター等々についての通常業務につきましては、電話対応あるいは受付を午後、感染症対策を十分踏まえた上で実施をしているというところでございます。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長

本間委員

ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

清正教育長

教育長

本間委員

本間委員

いろいろと説明それからこれまでのご対応、本当にありがとうございます。教育振興部につきましても、子ども未来部につきましても、このたびの本当に混乱のある中でのさまざまなご対応、本当に大変なことだったと思います。教育委員も、それぞれが各学校・園等のところへ出向いたり、あるいは電話等で伺ったりして、情報収集をいたしておりますけれども、本当に大方の皆さんが北区の対応に大変感謝をしていらっしゃると思います。区民の皆様からも北区は適切な対応しているというようなことを私どもの耳にも届いているところで、ありがたく思っております。

その上で確認ですけれども、まず卒業式後の送り出し等については、保護者の皆さんも式に参加できない分大変楽しみにしていらっしゃると思うのですけれども、これについて、飛沫感染等の対応の視点から、通常ですと校舎のほうから正門の方に向かって子

ども達や保護者の、在校生は帰ると思いますけれども、保護者の方が並ぶ中を子どもたちが通っていくという形ですが、このときにも十分な距離を取るといような配慮について、どこかで触れなくてもいいのかという懸念を持っております。

それから、文科省が改めて外遊びをとめるものではないというようなことを報道等により出しているようですけれども、外遊びのことについて、やはり家にいる子も学校に来ている子達も、大変なストレスを抱えていると思います。それへの対応として、学童を早目にしてくださったことに対しては感謝いたしますけれども、このあたりについての周知徹底についても、さらにどのようにしていただけるのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

あとは登校日につきましても、学校によって積極的に活用しているところ、積極的にという言い過ぎですけども、上手に適宜に活用しているところと全く考えてないというところがありますけれども、それは校長判断のところが多いというふうに思いますけれど、これについて保護者の方々に誤解のないような、それぞれの理由で行っているというあたりも明確に伝えていく必要が、今後の混乱を招かないためにも、誤解を生まないためにも必要なのかなと思っております。

教育委員会が積極的に発信して下さることと合わせて、校園長会等との連携もより密に行っていく必要な部分もあるのかなと、これは感触として思っております。校長先生方も、もちろんしっかり考えていらっしゃるのですが、どうしても数が多いとそれぞれ受けとめ方の差異がありますので、それが結果として児童生徒に不利益なことにつながるようなところをさらに願うところであります。

最後に、もう一つですが、先ほどの卒業式のQ&Aのところでは会長様方との話し合いをしてくださったということですが、中学校も同様という理解でよろしいでしょうか。

以上でございます。

教育指導課
長

まず卒業式の式後の送り出し等の対応についてでございますけれども、委員のおっしゃるとおり感染防止の観点というのは非常に大事な観点でございますので、そういった活動、写真撮影等も含めて行う際には、十分間隔等を含め、過度な必要以上の接触しないようにといったことも含めて、学校には改めて全校長向けにメール等、何らかの方法で集中してまいりたいと思います。

あと、外遊びの対応ですとか、DVDのことですとかも盛り込みつつ、こちらのほうから発信してまいりたいと思います。

あと、卒業式のQ&Aの中学校のPTA会長様への情報提供につきましては、小学校のP連の会長様の方から中学校のP連の会長様のほうにきちんと情報提供するようということ伝えてまいりたいと、思います。以上でございます。

清正教育長

教育指導課
長

登校日について、もし何かあれば。

登校日につきましては、各学校に設定をしている状況でございますが、現在のところ、まだ登校日を設けてない学校もございます。その登校日に子どもたちを集める必要に応じて、例えば6年生で卒業文集がまだ仕上がっていないという状況もありますの

で、卒業文集を仕上げるとか、それから、課題を新たに渡すとか、そういったことに応じて、各学校で、小学校につきましては設定をしてもらっております。今の状況としては約3分の1程度実施、それから今後実施するというところでございますので、指導主事等もまわっておりますので、そのあたりの状況を十分聞き取りながら必要に応じて登校日を設けるということについても働きかけを行ってまいりたいと思います。中学校につきましては、進路の報告等がある関係で、全校登校日は設けることになっております。以上でございます。

清正教育長

補足があれば。
教育政策課長

教育政策課長

4点目のご質問でございますけど、中学校のご了解ということでございます。指導課長からも説明がございましたけれども、当初から中学校につきましては、区の方針に賛同するといったようなところで、特段のご意見をいただいてないところでございまして、今回の具体的な方法につきましても、この方針に沿うというようなところで、あらかじめご意見をいただいているというようなところでございます。

子どもわくわく課長

教育長

子どもわくわく課長

清正教育長

子どもわくわく課長

まず学童クラブの点から申し上げます。まず、いろいろ受け入れ時間が変わることに ついての周知等につきましては、今回緊急自動配信メールを使って各児童に配信させていただくなど、徹底をしてみたいと考えてございます。

あと、外遊びの件でございますが、基本的には先ほど子ども未来課長からご説明させていただいたとおり、各学校につきましては、学童クラブの子どもたちが体を動かすことができるよう、各校長先生のほうにご依頼をいただいているところでございます。その中で外遊びをする時間等につきましては、やはりまだ自宅にいななければいけない子ども、そういう児童の方、そういう方がいらっしゃる中で、やはりそこでの均衡等も考慮しながら、適切な対応ができるよう、今後検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

本間委員

それぞれ本当にありがとうございます。登校日につきましては、もし一層推進することであれば、もうあと日がございませんので、早急な対応が必要かと思っておりますけれども、学校長判断なしで済む学校はなしでもよいのかなとも思っておりますし、それぞれ必要に応じてという、当初の教育委員会の判断で結構かと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

清正教育長

ほかにもございますか。

名島委員 教育長

清正教育長 名島委員

名島委員 いろいろとご説明ありがとうございます。この今回の状況を受けて、卒業式はどうするか、外遊びはどうするかという、細かいところまで配慮に満ちて、そして筋の通った対応をされているなどというふうに深く思います。

コロナのウイルスについては、注意が必要なのは当然でありまして、広がらないことに注意を最大限払うのは大事ですけれども、視点がそこに集中し過ぎていて、この期間子どもたちの学習が質、量ともに少し落ちてしまう、幾ら自習してといっても、どうしても勉強の点は質、量ともに低下が予想されるので、この期間を何とか次、授業が再開するときに向けた準備の時間というか、そういう観点というか、コロナに対応しているというだけの時間にならずに、そういう視点も加えてほしいなどということを一連のご説明を聞いて思った次第ですので、ここで発言させていただきます。

清正教育長 ありがとうございます。

渡辺委員 たくさんの問題点を含みながら、でも一番はやはり感染を防ぐという、子どもだけではなく大人も先生方も、皆さん一緒だと思います。感染を防ぐという安全でというところの対応ということで、一生懸命策を考えてくださっていて、その中でできること、学校できること、例えば学童クラブでできることというのを本当に細かく考えてくださっていて、方針を出してくださっているということにまず感謝を申し上げます。

学童クラブで校庭や体育館等で遊べるということに関しては、各学童クラブの注意喚起はもちろん必要なことではございますが、遊べるという時間を少しでも設けられるということに関しましては、本当にありがたく思っております。

それと、私からは質問なのですが、国から要請を受けたのは小学校、中学校、高校ということですが、やはり幼稚園も学校というものの枠には入ると思います。いろいろな自治体の取り組みがまた違うと思いますが、ここでやはり北区として幼稚園をどのように考えていくかということは、とても大事なことかなと思っております。その幼稚園が臨時休園にならなかったということの理由を考えることが、今後の幼稚園で子どもたちの過ごし方というのが見えてくるというか、考えを深めていくことになるのかなと思っております。

例えば今、各園がどういう状況になっているのかというのは、その園長を主とした先生方との考え方、地域差によって随分と変わってきていると思いますが、例えばマスクの着用をしている園があったり、園庭で遊んでいる、遊んでいないその時間等もあつたりと思いますが、室内環境を考えると、やはり園庭というのはとても大切な場所であつて、時には散歩に行くということも考えられるのかなとは思いますが、各園によってはやはり周りの状況考えて、地域を考えて、こうしなければいけないのではないという不安を考えながら過ごしていると思います。その点について、やはり一定の方向性を

少し考えて、よりよい生活の場になるようにというふうに思っているところです。
以上です。よろしくお願いします。

清正教育長

教育振興部長

教育振興部
長

ご指摘ありがとうございます。幼稚園につきましては、23区の状況を調査した中では、私どもと同様に通常どおり開園と言っていたのが大体半数で、休園するという方針を持ったもの大体半数くらい。半々くらいに分かれているのかということで、学校等と同様に休園にしたところもあるというのは間違いないのかなと思ってございますが、委員からも話があったとおり、基本的に国等の考え方は小中学校ということでの取り扱いだったものですから、私ども特に保育園との関係も含めて、幼児の部分についてはその辺との整合性も含めて考えさせていただいているのが当初の考え方でございます。

実際に始まってみてから、今ご指摘のあったようないわゆる幼稚園の部分での教育活動の中で、子どもが外に出られないような状況にあるとか、あとは実際に登園をされているお子さんの数が、かなり差があるというような状況については、先般の校園長会の役員会の場合でも、先生からもお話をいただいたところでございます。そこら辺は恐らくですけど、学校と幼稚園が閉鎖されている学校と幼稚園と、単独の幼稚園とで差があるようでございまして、学校と併設されていると学校のほうが休校になっているという状況の中で、来られている学童等のお子様方が外遊びできないというふうな状況を見ると、幼稚園の子どもも外で遊んじゃうと、小学校のお子さん達がかawaiiそうだというようなことも含めて、校長先生がかなり配慮をされているというふうには、その場でも話が出ておりました。

そのあたり、非常に今回初めてのケースで、それぞれの学校、また幼稚園等の場でご苦労された中での対応になっているという状況でございまして、模索しながらの対応だということになってございますが、今後につきましては、小学校、とりあえず3月いっぱい、春季休業日前までの休校となつてございますけど、その後がどうなるかというところがわからない中で、万一、引き続き休業期間が長くなると言ったようなことが起こる場合には、何らかのまた国等からも幼稚園、保育園等の対応も含めて一定の考え方も示されてくるかなというふうに思っております。その場合には、また引き続き対応について検討した上で、再度考え方を整理していきたいと思っておりますので、現段階においては、できるだけ子ども達が通常のどおり生活できるような保育園、幼稚園等については、そのような考え方で北区としては進めているかなと思っております。

子ども環境
応援担当課
長

教育長

清正教育長

子ども環境応援担当課長

子ども環境

私立幼稚園のところでございます。全部の園の確実な情報を今手に入れているわけで

応援担当課長 はないですけれども、全般的には北区の方向性を各私立幼稚園のほうにはお伝えをしております。区の考え方等を含めて、園のほうで個別に判断をしているというふうに聞いております。その間、やはり休園というような幼稚園というのもありますし、自主登園等々というような対応があります。ただ、2号認定、いわゆる保育的な部分については、一定程度実施をしていると聞いておりますので、各園のほうで適切に判断をされていると承知しております。

清正教育長 よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程第4、報告第26号「令和2年度北区青少年健全育成活動基本方針について」事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・学校地域連携課長 教育長

清正教育長 生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・学校地域連携課長 私から報告第26号、平成2年度北区青少年健全育成活動基本方針についてご報告させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1の要旨をごらんください。地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、青少年の指導育成等に関する総合的施策を検討するため、青少年地区委員会を初めとする各種の青少年育成団体の指導者や、学校、警察、区職員等による東京都北区青少年問題協議会を設置しております。

当協議会では関係者は当面する課題について共通理解の上に立ち、青少年を心身とも明るくたくましい社会人として育てていくために必要な北区における基本的な活動の方向を示す北区青少年健全育成活動基本方針を毎年度策定するとともに、情報交換や相互の連携強化を図っているところでございます。

このたび、令和2年度の北区青少年健全育成活動基本方針を策定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

2の令和2年度北区青少年健全育成活動基本方針についてでございますが、別紙をごらんください。限られた時間でございますので、協議会委員からいただいた意見をもとに昨年度から修正したもの、主なものをご紹介します。

まず、8ページをごらんください。有害情報対策についてでございますが、こちら4行目に生徒会主体の自主的なSNSの啓発の取り組み等についての記載を、こちら追加をさせていただきました。

続きまして、16ページについてをごらんください。一番上の人権意識の醸成につい

てというところがございますが、こちらのタイトルを人権意識の醸成及び多様性・多文化への理解の推進に修正をさせていただき、外国人増加に伴い、外国人との多文化共生や就学児への対策への記載やLGBT等の対等性、性教育についての記載を追加させていただきます。

続きまして、17ページをごらんください。一番上の不登校児童生徒等への支援についてでございますが、4行目に適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）の記載を追加させていただきます。

そのポチの四つ下、国際交流活動に推進についてでございますが、ウォルナットクリーク市との交流事業や北区で事前キャンプを行うハンガリーについて記載を追加させていただきます。

主な修正点のみをかいつままでご説明をさせていただきますので、全体につきましては、後ほどご高覧いただければと思います。

こちらの資料にお戻りいただきまして、3の経過及び今後の予定でございますが、この後、各関係者、関係機関へ基本方針について配付をさせていただき、またホームページも公開をさせていただく予定でございます。

私からの報告は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

次、日程第5、報告第27号「特別支援教育評価委員会における検討結果について」事務局から説明をお願いします。

教育総合相談センター
所長

教育長

清正教育長

教育総合相談センター所長

教育総合相談センター
所長

それでは、報告第27号につきまして、ご報告を申し上げます。

お手元でございます第27号の資料、1枚おめくりをいただきまして、2番の要旨でございます。年に1回、学識経験者、学校長の代表等で構成されます北区特別支援教育評価委員会を開催いたしまして、第三次北区特別支援教育推進計画に掲げる事業の進捗状況評価等について、検討を行っていただいておりますけれども、先般開催をいたしました評価委員会における検討結果について、ご報告をさせていただきます。

3番の検討結果の（1）アの令和元年度実施の事業評価状況の表でございますが、これは第三次の北区の計画におきまして、全部で60事業を掲載しておりますけれども、

I、個に応じた教育の推進は22事業、IIにつきましては23事業、IIIにつきましては15事業ということになってございます。

三つの柱、ともに丸印のおおむね計画どおりに進捗しているという事業が8割5分から9割を超えてございますので、柱ごとの評価という点でも丸印としているところでございます。

裏面にお移りをいただきまして、イの令和元年度に主に実施した事業等でございますけれども、こちらにつきましては、中学校における特別支援教室での巡回指導への全面移行などを記載してございます。

それから、その下の(2)令和2年度の主な取り組みでございますが、同様に中学校における特別支援教室の巡回指導の項目で、対象児童・生徒の増加に伴います巡回拠点校の分割の検討などを掲げてございます。

なお、本日資料1、2、3につきましては、後ほどご覧をいただければと思います。

令和2年度以降につきましても、今回の検討結果、それから評価委員会でいただきましたご意見を踏まえまして、計画に掲げる事業を着実に実施してまいりたいと思います。

簡単ではございますが、説明は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

報告ですので、それに対してというよりも、今後に向けてというようなことも含めて、資料を事前に読ませていただきましたので、お尋ねしたいことも含めて意見を言わせていただきます。

まず、参考資料2ですけれども、2の4ページの上のところ、言難学級のスクリーニング検査のことについて触れているのですが、これはもう既に所長のほうも動き始めてくださっていると認識しておりますが、言難対象になるお子さんだけに限らず、就学前教育、スムーズな小学校への移行という点において、さまざまな合理的な配慮の必要なお子さんを早期発見する上で、非常に有効であると考えておりますので、ぜひ、全児童が受けられるような方向で、全児童になる予定のお子さんの段階から、できましたら受けられるような方向で今後検討していただけたらありがたいなと思っております。

それから、同じ資料の12ページです。誰でもトイレですとか、その他ユニバーサルデザイン等について触れているところなんです。これについては、区内、中学校、次々とさまざまな工夫をされた校舎が新しくできて本当に素晴らしいことだなと思っておりますけれども、今、さまざまなメディアでも取り上げられておりますけれども、さまざまな

性のマイノリティと言われる方々がトイレの使用について、悩まれるようなことへの対応ですとか、あるいは小中学生においても、特に男子が大便をする際に個室に入りにくいというような状況がまだ続いているかというふうに思います。先日も浮間小学校のすばらしい校舎を参観させていただいたのですけれども、やはりまだ男子トイレのほうが小便器もあるという状態でした。それもまだ現段階では必要なことなのかなというふうに思いますけれども、男女共用でできるトイレですとか、また、それと別個の女性専用のトイレであるとか、あるいは誰でもトイレをもう少し使いやすいような状況でふやしていくですとか、簡単なことではありませんけれども、今後もまだリノベーションですとか、改築等もあると思いますので、ぜひトイレについてはより先進的な考えを取り入れて、今後も計画に入れていただけたらありがたいなと思っております。

それから、同じ資料の21ページです。21ページの一番下のところに、特別支援学級担当教員の資質能力の向上というのがございますけれども、中学校の達成値の数値がなかなか上がらないというところもありますし、これについては専門性云々ということについては、なかなか免許状の取得等の難しさについて理解できますので、単純にこの数字だけの問題というよりも、実際に特別支援学級の中学校の授業を拝見しますと、学校差が大変大きいというのが正直な印象としてあります。これについては、従前からの保護者からも学習内容と言えるようなものから、単なる学校生活体験的などところまでの幅があるというようなご意見はいただいているところです。実際に、子どもたちにもっといわゆる学習に近いもの、あるいは生活に密着するものであっても、より程度というのでしょうか、そういう高さがある程度求めてもできるのではないのかというふうに見ても思う面もございます。中学校での学習内容がすごく充実している学校もあるのですが、学級によってはもう少し創意工夫が必要なのではないかとこのところもありますので、免許状だけということではなく、より学習内容の充実が図られるような研修体制をつくっていくことを希望としております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

同じ資料の最後のページ、22ページです。副籍交流の充実についてです。副籍については、私自身も直接交流、間接交流、両方ともに校長時代に経験をしております。非常にさまざまな微妙な問題を抱えていて、長所短所を両方あつて改善すべきことが多々あることは承知しているのですけれども、なかなかこの数値的に伸びていかない、現在の何か原因として考えられることはどのようなものがあるのか、もし話題等に上がってございましたら、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

同様に、その下の就学支援シート、保護者の方がご記入して下さるといふようなものですが、こちらについても、なかなかの保護者の方がご同意いただきにくい現状もあるのだと思ふのですけれども、さらなるその啓発ですとか、あるいは記入しやすいような形式ですとか、今後されなる検討が必要なのかなと思ひております。

一点だけ質問で、後は意見です。どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。ご質問に関する部分でお答えできれば。

教育総合相談センター所長

副籍交流に関してのご質問かと思ひます。副籍交流、検討委員会の当日も話題になり

清正教育長

教育総合相
談センター
所長

ました。平成27年度から原則として全員副籍を持って交流するという事になってい
るのですが、近年、辞退態率が多くなっているということで、原因として考えられるの
は、特別支援学校に通っていらっしゃるお子さんが地域の区立の学校に直接交流という
形で学校行事に参加するときに、保護者の方の同伴を必要としているということで、そ
こでの保護者の方の対応できないというところ、負担感が大きいというところが原因で
はないかというような話もございました。私たちも特別支援学校の先生方と交流に関す
る連絡会なども開催しておりますので、そのあたり、もう一回実際の保護者の方がど
のような思いで、今回のこういうような状況になっているかというところは、もう一度確
認させていただきたいと思っております。

清正教育長

あと、ご意見としていただいた点で、もしコメントできる点があれば。

教育総合相
談センター
所長

1点目の本間委員からご紹介いただきました、RAN検査、読み書き障害のあるお子
さんに関して、RAN検査というものと、あともう一つ別のテストを組み合わせで小学
校1年生のときに実施をするということで、早期に読み書き障害があることの早期発見
につながるということで、昨年、赤羽小学校のほうに担当の先生のところへ伺って話を
聞いてまいりました。実際、検査自体は非常に安価で、検査のための教材は安価で買え
るということと、ある程度習熟すれば教員の先生が、現場の先生ができるということ
で、人件費も余りかからないというところで実施しやすいのかなと思っておりますの
で、まずは各学校に広める取り組みの段階といたしまして、こういう取り組みが赤羽小
学校でやっていらっしゃるというところを研修の場などで学校にも伝えさせていただき
まして、その上でまずは希望される学校から徐々に広げていくというようなやり方を考
えているところでございます。

あと、特別支援学級での教員の免許の取得の率のところですけども、これはやはり
おその先生が異動したりとかというようなところで、免許の向上というところは、難し
い面があるということはよく認識をしているところです。ただ、この免許の取得率とい
ったところを話題に上げることで、そういったところで特別支援学級の指導の向上に努
めていただくというところの取りかかりになるのかなと思っておりますので、あと免許
のほかのところでもしっかりとそういう指導の能力が上がるような研修の体制をしっか
りとつくってまいりたいと思います。以上です。

清正教育長

ほかによろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第6、報告第28号「後援・共済事業に関する報告について」事務局から
説明をお願いします。

教育政策課

教育長

長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課
長

報告第28号でございます。一枚おめくりをお願いいたします。

1のところ、記書きでございますけど、名義使用承認報告でございます。今回4件でございます。事業名、主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「音楽教育の会 第66回全国大会」東京音楽教育の会代表でございます。

2件目でございます。「ゼロから始まる楽しいドイツ語会話」ドイツ語リーベ代表でございます。

2ページお願いいたします。3件目「星美学園短期大学公開講座」お示しのセミナーでございます。主催者、星美学園短期大学学長。

4件目でございます。「JCDA 合唱の祭典2020」お示しの事業でございます。JCDA日本合唱指揮者協会理事長でございます。以上、4件でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございます。

本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和2年第3回教育委員会定例会を閉会させていただきます。